

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (17年度)

区 分	起 訴 事 件										区 分				
	前年からの 繰越未決	本 年 起 訴	計	有 罪 無 罪						有罪に係る人員及び金額					
				有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金		人 員	金 額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X		申告所得税
		X	X	X	X	-	-	-	-	X			X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-		法人税
		2	8	10	8	-	-	-	2	3		8	74,000		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X		その他
		X	X	X	X	-	-	-	-	X		X	X		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	1		合 計
		3	9	12	10	-	-	-	2	4		9	94,000		

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (17年)

区 分	起 訴 事 件											区 分
	前年からの 繰越未決	本 年 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	有罪に係る人員及び金額		区 分	
									人 員	金 額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	申告所得税
		-	X	X	X	-	-	1	-		-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	法人税
		2	7	9	8	-	-	1	3		8	74,000
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	その他
		X	-	X	X	-	-	-	-		-	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	合 計
		X	X	X	X	-	-	2	3		8	74,000

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数 (17年度)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
	X		8		X
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		-		-
	-		8		1
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	-		-		-
	X		8		X

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2)-2 犯則者違反行為別件数 (17年)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		-		-
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	-		-		-
			8		X
			8		X

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分			
			免許者			非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯		計	ほ脱犯	秩序犯			計	
			酒類製造者	酒類販売業者	等														
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	検挙		
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 件 数	
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏		告 発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅		
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数		
犯則に係る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則に係る 額		
通告処分 罰科金相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	290	-	290	-	-	-	-	-	通告処分 罰科金相当額		
									59		59								

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越 処 理 未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	290 59	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
要履行件数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済
	通告処分	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履行等件数	通告不履行 による告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による告発
	通告後 訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴訟権消滅
	通告履行	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行
	計	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本年度未 履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 履行未済件数
通告履行罰科 金相当額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	外	-	-	-	-	290	-	290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	290
	外	-	-	-	-	59	-	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの																	
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																		
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額							件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-				
合計	1	合計	1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				第24条	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				第25条第1号	-	〃 第3号	-		
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
				〃 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				〃 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。